



トピックス P2 10月は富山県消費者月間です!

発行/富山県生活環境文化部県民生活課・富山県消費生活センター [http://www.pref.toyama.jp/cms\\_sec/1711/index.html](http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1711/index.html)

## くらしの 相談窓口 から

### 金融庁を名乗る人から提供された 社債買取り情報 ～信用できるでしょうか?～

相

談

先日、証券会社を名乗る人から「レアメタルを扱う上場予定企業の社債申込書が届いたら連絡して欲しい。購入されたら当社が3～5倍で買取る」と電話がありました。その後、社債申込書が送られ、購入しようかと悩んでいたところ、今日、金融庁を名乗る男性から「社債に関連するトラブルが多発しているので注意喚起している。あなたの社債を買取るという業者は、金融庁の登録業者となっているので心配ない」と電話がありました。信用してよいでしょうか? (50代 女性)

回

答

これは、上場予定のない企業の社債を「上場間近」、「上場すれば必ず儲かる」、「3～5倍の高値で買い取る」などのセールストークで売りつける社債のトラブルです。最近、社債や未公開株勧誘の手口は巧妙化しており、相談事例のように金融庁などの公的機関をかたり消費者を安心させて購入させる「公的機関装い型」、複数の業者が登場し言葉巧みに購入させる「劇場型」、過去に被害にあった消費者に被害を回復させるために新たに購入させる「被害回復型」などがあります。

相談者には、見知らぬ業者等の社債はリスクが非常に高く、実態がない恐れも十分にあるので安易に購入しないこと、社債買い取り業者の勧誘には、

きっぱり断るよう助言しました。また、以前、社債や未公開株を購入したことがある人は、二次被害にあらう可能性がありますので、特に注意が必要です。

社債や未公開株の被害に遭わないためには、「あなただけが儲かる」というようなうまい話はないので、きっぱりと断ること、内容を理解できない金融商品の契約は安易にしないことが大切です。

社債等の勧誘を受け少しでも不審に感じた場合や、よくわからない場合は一人で悩まず早めに家族や周りの信頼できる人、市町村相談窓口、県消費生活センター等へ相談しましょう。



## 注意喚起! 外食先の食事での事故に注意!

外食は、単に外で食事をするというだけでなく、家族や友人などとの大事なコミュニケーションの場でもあります。最近では、赤ちゃんと一緒に利用できたり、アレルギーを持った人への配慮など、利用者のニーズに対応した店舗が増えています。一方で、提供される食事などでの事故も増えています。事故を防ぐために、次のことに注意しましょう。

- 食事中に異物で事故が起きた場合は、混入の事実を従業員と一緒に確認しましょう。
- 外食店には食物アレルギー表示の法的義務はないので、アレルギーを持っている消費者は、日頃から自分や家族の体調、どのようなアレルギーを持っているか把握しておくとともに、従業員に食材などの確認をして利用しましょう。
- 乳幼児と一緒にときは、やけどや怪我を防ぐために食品の置かれる場所などに注意を払いましょう。

詳しくは、独立行政法人国民生活センターホームページをご覧ください。 <http://www.kokusen.go.jp/>



# 10月は富山県消費者月間です!

富山県では、消費者の安全・安心を推進するため、  
10月を「富山県消費者月間」として、集中して次のような行事を行います

## ①平成22年度富山県消費者大会

県、県消費者協会及び「くらしの安心ネットとやま」では、消費者の皆さんに消費生活に関する知識を習得する機会を提供することを目的として、「平成22年度富山県消費者大会」を開催します。

当日は、ニュースキャスター宮川 俊二（みやがわ しゅんじ）さんによる、「今、求められる消費者の自立」と題した講演や、消費者グループの活動発表、高校生の実践研究発表などが行われます。

日時：10月10日（日）13:30～15:30

会場：富山県民共生センター 2階ホール（富山市湊入船町6-7）

お問合せ先：富山県県民生活課 TEL 076-444-3129

富山県消費者協会 TEL 076-432-5690

くらしの安心ネットとやま事務局（富山県消費生活センター）  
TEL 076-432-2949

その他：入場は無料ですが、事前の申込みが必要です。



※消費者大会の開催にあわせ、消費生活グループの展示や活動発表、高校・家庭科クラブ実践研究発表、くらしの安心ネットとやま参加団体の活動紹介を行います。

### ○消費生活研究グループ活動発表展

消費生活研究グループが研究、調査、製作等を行った活動内容の成果を、展示、発表します。

- 消費生活研究グループ展示会

〔富山県民共生センター 3階研修室303 10:00～16:00〕

- 消費生活研究グループ活動発表会

〔富山県民共生センター 3階研修室304 10:00～12:00〕



### ○くらしの安心ネットとやま参加団体の活動紹介

〔富山県民共生センター 1階展示コーナー 12:00～16:00〕

団体・機関名	内容等
富山県社会福祉協議会	高齢者総合相談センター相談内容パネル 寝たきりゼロへの10か条パネル等展示
富山県生活協同組合連合会	食の安全への取組み紹介
富山県婦人会	写真による活動展示
日本司法支援センター富山地方事務所	法テラスの業務紹介（ポスター掲示等）
とやま住まい情報ネットワーク	住宅相談所設置案内、住宅瑕疵担保履行法等の紹介
富山県金融広報委員会	お札に関するポスター、1億円模擬券パック等の展示

## ②多重債務者無料相談会

県では、10月から12月にかけて、県内4か所（砺波市・魚津市・高岡市・富山市）において、弁護士・司法書士による多重債務者無料相談会を実施します。

消費者金融などに多額の借金を抱えてお困りの方、解決できない借金問題はありません。借金の整理や生活の再建に向け、この機会に専門家のアドバイスに耳を傾け、生活を立て直しませんか？相談は無料で、相談者の秘密は完全に守られます。安心してご相談ください！

会場	日時	会場名
砺波市	10月13日(水) 10:00~16:00	砺波総合庁舎別館2階大会議室 (砺波市幸町1-7)
魚津市	10月20日(水) 10:00~16:00	魚津総合庁舎1階会議室 (魚津市新宿10-7)
高岡市	11月12日(金) 17:00~20:00	高岡市ふれあい福祉センター2階 (高岡市博労本町4-1)
富山市	12月5日(日) 10:00~16:00	富山県民会館6階会議室 (富山市新総曲輪4-18)

申込み・お問合せ先

富山県県民生活課消費生活班 TEL 076-444-3129

※相談を希望される方は、事前に上記まで申込みをお願いします。

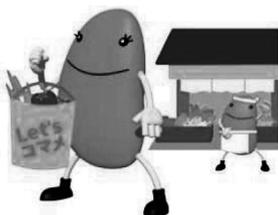
また、県や市町村の消費生活相談窓口（次ページに掲載）では、普段から多重債務に関する相談を受け付けています。お悩みがありましたら、お気軽にご相談ください。

## ③消費生活相談窓口の集中広報

県及び市町村の消費生活相談窓口等を知っていただくため、10月の消費者月間中に、テレビCM（北日本放送、富山テレビ、チューリップテレビ）を放送します。

## 環境にやさしい買い物キャンペーン 平成22年10月1日~10月31日

「環境にやさしい買い物キャンペーン」は、私たち一人ひとりが日常の買い物をとおして、環境に配慮したライフスタイルを実践していくことを目的としています。マイバックの持参、環境に配慮した商品の購入など、身近なことからはじめてみませんか？



コマメに買い物袋を持ち歩きましょう。



容器は再使用できるものを選びましょう。



資源やエネルギーを浪費しないものを選びましょう。



**Q** 通常必要とする量を著しく超える商品等を購入する契約（過量販売契約）をしてしまった場合、契約解除が可能となる販売購入形態はどれでしょう。

**A** ①訪問販売 ②通信販売 ③電話勧誘販売 ④店舗購入

答えはP4

## 氷見・小矢部地区消費生活相談窓口パワーアップ事業について

氷見市・小矢部市の消費生活相談事業のより一層の充実を図るため、9月から県消費者協会の専門相談員が、月に3回程度両市の窓口で相談に応じることになりました。

専門相談員による相談の日程及び相談場所は下記のとおりです。なお、この他、市職員や相談員による相談は毎日行っています。消費生活に関し困ったことがあれば、お気軽にご相談ください。

○専門相談員配置日時等 平成22年9月3日(金)～平成23年2月8日(火)の間中

相 談 場 所	日	時	お問合せ先
氷見市役所庁舎内会議室 (氷見市丸の内1-1)	毎月 第1、2火曜日 10:00～16:00	9月7日、14日 <sup>*</sup> 、10月5日、12日 11月2日、9日 <sup>*</sup> 、12月7日、14日 1月4日、11日 <sup>*</sup> 、2月1日、8日	氷見市市民課 TEL:0766-74-8010
小矢部市総合保健福祉センター 3階和室 (小矢部市鷺島15)	毎月 第1金曜日 10:00～16:00	9月3日、10月1日 <sup>*</sup> 、11月5日 12月3日 <sup>*</sup> 、1月7日、2月4日 <sup>*</sup>	小矢部市市民協働課 TEL:0766-67-1760 (内732)

◆氷見市、小矢部市の住民の方は、両方の相談会場を利用することができます。

◆<sup>\*</sup>印の日の午後は、弁護士も相談に応じます。(13:00～16:00、原則として予約制)

## 消費者カレッジの開催について

身近な法律や商品・サービスなどの消費生活関連知識を学び、消費者力向上を図る目的で、5日間、講座を開催します。詳しくは、10月初旬に消費生活センターホームページをご覧ください。

**開催日時** 11月10日(火)～11月27日(金)のうち5日間 午後6時～8時(平日の夜間講座)

**講座内容** 「消費者問題」「契約知識」「衣食住」「環境」「金融」などの分野を予定

(問合せ先：富山県消費生活センター TEL 076-432-2949)

## 消費生活に関するご相談は、市町村窓口、県消費生活センターへ

富山市消費生活センター(富山市役所内)

……………☎076-443-2047

高岡市 市民協働課……………☎0766-20-1522

[消費生活相談コーナー(エルパセオ内)]…☎0766-28-1141

魚津市 市民課……………☎0765-23-1003

氷見市 市民課……………☎0766-74-8010

滑川市 生活環境課……………☎076-475-2111(内325)

黒部市 市民環境課……………☎0765-54-3198

砺波市 生活環境課……………☎0763-33-1153

小矢部市 市民協働課……………☎0766-67-1760(内732)

南砺市 住民環境課(井波庁舎)…☎0763-23-2035

射水市 生活安全課(大島庁舎)…☎0766-52-7974

舟橋村 総務課……………☎076-464-1121(内29)

上市町 町民課……………☎076-472-1111(内103)

立山町 住民環境課……………☎076-462-9915

入善町 住民環境課……………☎0765-72-1100(内132)

朝日町 産業課……………☎0765-83-1100(内235)

◆富山県消費生活センター

富山市湊入船町6番7号(富山県民共生センター内)

消費生活相談……………☎076-432-9233

消費者金融・多重債務相談☎076-433-3252

FAX.076-431-2631

URL <http://www.pref.toyama.jp/branches/1731/1731.htm>

【開所時間】

午前8時30分～午後5時(土・日曜、祝日、年末年始を除く)

毎週火曜日は午前8時30分～午後8時(休日、年末年始を除く)

◆富山県消費生活センター高岡支所

高岡市本丸町7番1号(本丸会館 新館5階)

消費生活相談、消費者金融・多重債務相談

☎0766-25-2777

FAX0766-25-2890

◆富山県消費者協会(富山県民共生センター内)

※土曜日・日曜日に消費生活に関する相談を受けています。

076-432-5690 午前9時～午後4時

P3クイズの答え

①

過量販売契約として契約解除が可能となるのは訪問販売による契約です。(契約後1年間)